

医科点数等 Q & A

（在宅医療・投薬）

Q 1 第 2 部在宅医療第 1 節又は第 2 節の所定点数を算定し、在宅において患者が自己注射を行う薬剤について、保険薬局で保険調剤を受けさせるために、患者に院外処方箋を交付した場合に、F400 処方箋料は算定できるのか。

A 1 在宅時医学総合管理料等の、投薬の費用が所定点数に含まれている管理料等を算定する場合を除き、F400 処方箋料を算定できます。ただし、注射器、注射針又はその両方のみを処方箋により投与することは認められません。

Q 2 Q 1 に関連して、在宅において患者が自己注射を行う薬剤について院内処方を行った場合は F000 調剤料、F100 処方料、F200 薬剤及び F500 調剤技術基本料は算定できるか。

A 2 当該薬剤のみを処方する場合は算定できません。当該薬剤の費用は C200 薬剤により算定します。当該薬剤以外を併せて処方する場合は、それぞれ F000 調剤料、F100 処方料、F200 薬剤及び F500 調剤技術基本料の算定要件を満たしたうえで算定可能です。